

臨床研修指導医資格取得支援事業
補助金交付要綱

令和5年10月12日

医人第336号

(趣旨)

第1条 県は、奨学金貸与者等である医師がキャリア形成を図りつつ、安心して地域医療に従事できる体制を構築するため、当該医師の臨床研修指導医の資格取得を支援する医療機関等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修病院又は臨床研修協力施設とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が、自院に所属する常勤医師で、次の(1)及び(2)に該当する者に対し、臨床研修指導医の資格取得を支援する事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 埼玉県出身者奨学金又は埼玉県指定大学奨学金貸与者であり、義務年限終了後の者

イ 埼玉県臨床研修医研修資金貸与者であり、義務年限終了後の者

ウ 埼玉県後期研修医研修資金貸与者であり、義務年限終了後の者

エ 自治医科大学医学部埼玉県卒業者であり、義務年限終了後の者

(2) 当該補助金を交付する年度末時点において、年齢45歳以下の者

2 前項に規定する臨床研修指導医の資格取得を支援する事業は、次のとおりとする。ただし、(1)については、必ず実施するものとする。

(1) 臨床研修指導医講習会受講支援事業

(2) 学会参加支援事業(指導医育成に資するものとする。)

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表に規定する対象経費の実支出額と同表に規定する補助限度額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

対象経費	補助限度額
(1) 臨床研修指導医講習会受講料	1名あたり
(2) 学会参加費(指導医育成に資するものとする。)	30万円
(3) 上記(1)、(2)の講習会、学会参加に係る旅費(渡航費含む)、滞在費(日額1万円まで)	
(4) 上記(1)、(2)の講習会、学会参加に係る書籍購入費	

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更は除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受け、補助金全額を返還しなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税額の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、別に通知する期限までに知事に提出して行うものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる医師の履歴書
- (2) 確約書
- (3) その他参考となる資料

(変更申請手続き)

第8条 第5条第1項第1号又は同項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合には、第6条及び第7条に定める申請手続きに準じて行うものとする。

2 前項の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、県の交付する補助金の額に変更を生じさせないものに限る。

(暴力団排除に関する誓約)

第10条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知書の様式)

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内(第5条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内)又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____